

国立大学法人東京外国語大学教員早期退職特例制度規程

〔平成24年 6月26日〕
規 則 第102号

改正 平成27年 3月24日規則第26号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第23条の規定によって退職する日の属する年度より前の年度をもって、本学の教員が自らの意思により、退職手当の特例を受けて退職する制度（以下「早期退職特例制度」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用方針)

第2条 早期退職特例制度の運用に当たっては、人事管理計画及び当該年度の予算額の状況等に応じ、早期退職特例制度の適用を決定するものとする。

(適用要件)

第3条 早期退職特例制度は、退職の日において満58歳以上の教員であって、次のいずれにも該当しない場合に適用する。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学職員採用、離職等に関する規程第4条に基づき、任期を定めて雇用された教員
- (2) 退職の日における本学の教員としての在職年数が引き続き10年未満の教員
- (3) 選択定年制による定年年齢が決定されている教員
- (4) 大学の役員となるために退職する教員
- (5) 早期退職を申し出る日において休職中で復職の見込みがたたない教員
- (6) 早期退職を申し出る日において出勤停止の懲戒処分中の教員

(退職の時期)

第4条 早期退職特例制度による退職の日は、原則として3月31日とする。

(申出及び決定等)

第5条 早期退職特例制度により退職を希望する教員は、前条に定める退職の日の原則として1年3月前までに所属する部局の長を経由して学長に「早期退職特例願」を提出しなければならない。

2 当該部局の長は、前項の「早期退職特例願」の提出があったときは、早期退職特例制度の要件を確認のうえ、学長に提出するものとする。

3 学長は、前項の「早期退職特例願」の提出があったときは、第2条の運用方針に基づき、早期退職特例制度の適用の可否を決定するものとする。

4 前項の規定により早期退職特例制度の適用を決定された教員は、願い出を撤回することはできない。ただし、この規程による退職ができない場合は、この限りではない。

(退職手当の特例)

第6条 早期退職特例制度により退職した教員に対する退職手当の支給額は、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（平成18年規則第23号）に基づき、定年により退職したものとみなして算定される額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この制度の適用決定後において、非違行為が発覚又は懲戒処分等を受けた場合並びにこれらに相当する事実があると思料するに至った場合には、退職手当の支給額を減額することができる。

(雇用の制限)

第7条 早期退職特例制度により退職した教員は、再び本学の教員（非常勤講師を除く。）となることはできない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の早期退職特例制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に早期退職特例制度により退職を希望する教員については、第5条第1項の規定にかかわらず、「早期退職特例願」の提出期限を6月前までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。